

## 論文

「森林環境税」による間伐事業の現状と課題<sup>\*1</sup>

—熊本県を事例として—

中間ちひろ<sup>\*2</sup> ・ 佐藤宣子<sup>\*3</sup>

中間ちひろ・佐藤宣子：「森林環境税」による間伐事業の現状と課題 —熊本県を事例として— 九州森林研究 63：9—14, 2010 本稿では、熊本県「水とみどりの森づくり税」の強度間伐事業である針広混交林化促進事業を対象に、これまでの4年間の実績と現状を整理し、その効果と課題を考察した。この針広混交林化促進事業は、県内人工林のうち今後5年間で緊急に間伐が必要であるが、経営放棄により通常補助での間伐が見込めない人工林において、40%程度の強度間伐を実施し針広混交林に誘導することを目的としている。本事業は当初、その財源と、既存事業の対象外森林を整備する新たな手段という位置づけ故に、厳しい規制が設けられていたが、事業実態に合わせるため2008年度に規制緩和や変更が行われた。その結果、森林整備の進展や所有者の林業回帰、林業事業体の育成や新たな森林整備主体の創出といった効果がみられた一方、現場では事業地確保の困難化や間伐率40%程での混交林化は難しい状況であるなど、当初の本事業趣旨とは異なる結果も確認された。

キーワード：森林環境税、森林の公益的機能、強度間伐、針広混交林化、熊本県

## I. 研究の背景と目的

「森林環境税」は、2003年度に高知県が開始して以降全国で導入が進み、2009年度現在、30県で実施されている。導入県の多くは、5年間で1期として期末までに事業の効果や制度の妥当性等を検証し、必要に応じて見直すとしており(1)、開始時期が早い県では既にその時期を迎えている。本税は、その用途のおおよそ7割がハード事業であり(2)、多くの県で強度間伐等を手法とする人工林間伐施策が設けられている。導入30県のうち、強度間伐事業を設けているのは22県であり、概ね、経営を放棄された荒廃森林において強度間伐による混交林化を図り、今後管理を必要としない森林に誘導するという、既存の林業支援とは違うアプローチ方法をとるものである。こうした事業は、「森林環境税」という財源の性格上、また既存事業との区別の明確化を目的として所有者との協定締結を必須要件としている場合がほとんどである(2009年11月現在、各県庁HP調べによる)。しかしながら、所有者との協定締結の難航などによる実績不振が懸念されている(1)。また近年、国や県による地球温暖化防止対策としての間伐関連事業が増加・充実化していることから、その意義の明確化はますます重要になってくると考えられる。そこで本研究では、導入先進県の「森林環境税」による強度間伐事業の事例を取り上げ、事業概要と取り組み実績を把握し、その意義と課題について考察することを目的とした。

## II. 研究の視点と方法

本研究では、2005年度に「森林環境税」を導入し2009年度で第

一期が終了する熊本県を事例地として選定し、関連行政機関などへの聞き取り調査と資料収集を行った。本県の「森林環境税」による間伐事業(以下、税間伐事業)は、県内人工林のうち今後5年間で緊急に間伐が必要であるが、経営放棄により間伐が見込めない箇所を対象に、40%程度の強度間伐を行い、今後の公益的機能の発揮と管理省力化のため針広混交林に誘導することを目的としている。この事業は、その財源の性格上、また既存事業の対象外森林を整備する新たな手段という位置づけ故に、当初から私的財産の形成に繋がらないようにと厳しい規制が設けられたという特徴がある(1)。よって研究の際、本税の間伐関連事業における税間伐事業の位置づけと現在までの実施状況に着目した。具体的には、前者については、間伐関連事業の間伐実績量、対象年齢、補助事業単価、後者については2008年度に行われた事業制度変更の概要と背景、4年間の実績、及び実施主体の評価について考察する。

## III. 結果と考察

## 1. 熊本県「水とみどりの森づくり税」の概要と税間伐事業の位置づけ

本県は2005年度に「水とみどりの森づくり税」(以下、「森づくり税」)(表-1)を導入しており、2009年度で第一期が終了する。本県の税率は県民一人あたり500円、法人は法人県民税均等割の5%に設定されており、その結果平年度ベースの税収は4億2千万円程度となっている。この税率は、第一期の5年間で、緊急に間伐が必要な経営放棄森林のうち約8,000haを針広混交林に誘導するための費用として年間3億1千万円程度、皆伐後の放置によ

<sup>\*1</sup> Study on thinning-related project of "Forest Environmental Tax" in Kumamoto Prefecture-Focus on.

<sup>\*2</sup> 九州大学大学院生物資源環境科学府 Grad. Sch. Agric. Kyushu Univ., Fukuoka 812-8581

<sup>\*3</sup> 九州大学大学院農学研究院 Fac. Agric. Kyushu Univ., Fukuoka 812-8581

表-1. 「水とみどりの森づくり税」の制度概要  
(単位:百万円)

税名	水とみどりの森づくり税
開始年度	2005年度
税率 (個人)	500円
(法人)	法人県民税均等割の5%
単年度税収	420
税収見込み	456
運用可能財源	659
2008年度事業費	533
基金残高	129
基金の設置	有
第三者委員会	無

資料:熊本県「水とみどりの森づくり税事業について」パンフレット, 及び2008年度熊本県庁資料より作成

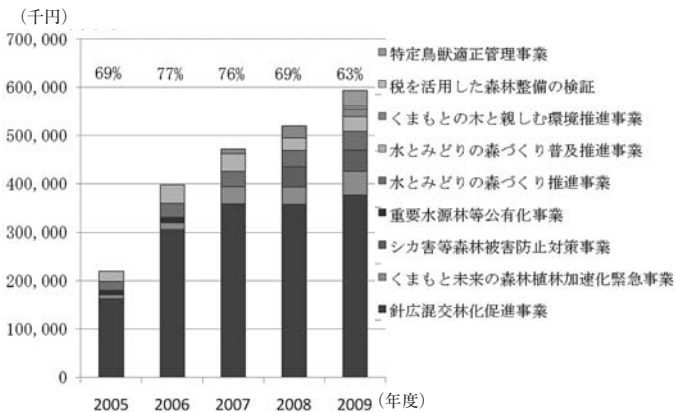


図-1. 「水とみどりの森づくり税」事業別予算の規模  
資料:熊本県庁資料より作成  
注:図中%は針広混交林化促進事業予算を全税事業予算額で除した値

り災害発生の恐れがある林地のうち約80haにおいて植栽を行う費用として3千万円程度, その他ボランティア活動, 里山林活用等のソフト対策費用として5千万円程度, 加えて市町村徴収取扱手数料3千万円程度という試算に基づき決定された。なお, この試算は検討段階における概算であり, 実際事業を実施する際には県民の意見や事業の緊急性, 所要額を精査した上で各事業の詳細を決定するとしている。本県では「森づくり税」事業専門の第三者委員会を設けておらず, 事業の統廃合や新規事業に係る事業の審議は, 県の森林審議会で行っている。第三者委員会を設けない理由として, 「森づくり税」事業も既存事業も県民の税金を財源としている点で同等に重要なものであり, 森林施策の一環として扱うためとのことである。

図-1は, 「森づくり税」により実施されている事業の予算内訳である。「森づくり税」事業は, 2005年度に開始して以降, 事業の統廃合や新規導入を行っており, 現在は針広混交林化促進事業, くまもと未来の森林植林加速化緊急事業, シカ害等森林被害防止対策事業, 水とみどりの森づくり推進事業, 水とみどりの森づくり普及推進事業, くまもとの木と親しむ環境推進事業, 税を活用した森林整備の検証, 特定鳥獣適正管理事業が実施されている。このうち税間伐事業に該当するのは針広混交林化促進事業であり, 図中%は, 「森づくり税」事業予算額に占める針広混交林化促進事業の予算割合を示している。図より, 事業数と予算額が年々増加していることを受け, 針広混交林化促進事業の予算割合

表-2. 針広混交林化促進事業の概要

対象森林	年齢	4 齢級以上
	樹種	スギ, ヒノキ
	面積	0.1ha 以上
	未間伐期間	10年間
	分類	水土保全林, 森林と人との共生林
	その他要件	施業計画未樹立の私有林
	対象行為	選木, 伐木, 枝払い, 玉切り, 林地内整理
	間伐率	40%程度
	締結者	市町村, 森林所有者, 実施主体
	実施主体	森林組合, 県認定事業体, 施業受託者(5戸以上)
協定	期間	20年間
	所有権制限	期間中の皆伐, 開発行為の禁止
	違反時罰則	相当額の返還
	期間中の可能行為	施業計画の樹立, 既存事業による管理

資料:「熊本県針広混交林化促進事業要綱」より作成

は2005年の69%から63%へ若干低下しているものの, なお6割以上のシェアを持っている。また予算額は2007年度以降は概ね等しいことが分かる。以上から, 針広混交林化促進事業は「森づくり税」の主軸事業として位置付けられていることが確認できる。

## 2. 針広混交林化促進事業の仕組みと既存間伐事業との比較

針広混交林化促進事業の概要を表-2に示している。本事業対象森林の要件は, 4齢級以上のスギ, ヒノキ人工林で一施行地あたりの面積が0.1ha以上, かつ10年以上の未間伐であり, さらに市町村森林整備で水土保全林または森林と人との共生林である森林とされている。ただし, 資源の循環利用林であっても, このまま放置すれば森林の公益的機能の低下が著しい森林について, 森林所有者から事業実施の申し出があった場合は事業対象とすることが可能である。この他の要件として, 森林施業計画の認定を受けておらず, 国有林, 県有林, 市町村有林及び財産区以外の私有林であること, などがある。

事業対象行為は, 選木, 伐木, 枝払い, 玉切り, 林地内整理である。間伐率は原則成立本数の40%程度とされているが, 森林所有者から気象害の発生を危惧する旨の申し出がなされ, 災害履歴などからやむを得ないと判断される場合には, 35%を下限として間伐率を変更できる。

実施協定は, 市町村, 森林所有者及び実施主体の三者で締結することとされ, 実施主体となることが出来るのは, 森林組合, 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく県認定事業体, または5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し, 森林施業計画を樹立している森林施業受託者である。協定期間は20年間であり, 期間中, 森林所有者は皆伐, 開発行為が禁止され, 違反時は事業費相当額を県に返還しなければならない。ただし期間中でも森林施業計画の樹立と, 既存事業を活用した森林管理を行うことは可能である。そのため実施主体は, 事業終了後に森林所有者と施業受委託契約を締結すれば, 長期的な森林整備事業を確保することができる。なお, 事業実施後, 森林所有者は, 県からの要求があった場合は任意で事業地に標識を設置することとなっている。

続いて, 針広混交林化促進事業の, 県内間伐事業全体での位置づけを把握するため, 間伐量と対象年齢, 補助事業単価について, 既存事業との比較を行った。

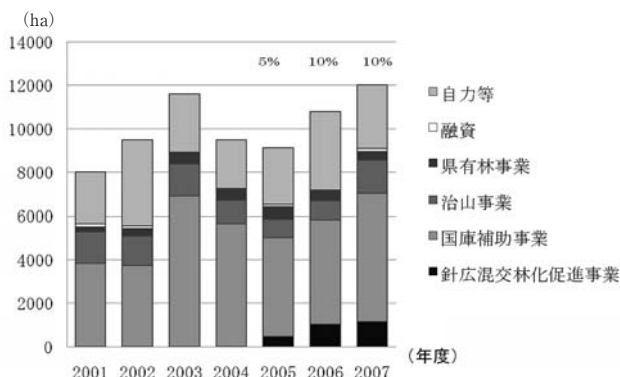


図-2. 県内の間伐事業別実績の推移

資料：熊本県林業統計要覧各年度版より作成  
注：図中％は針広混交林化促進事業予算額を全「森づくり税」事業予算額で除したもの

表-3. 間伐補助事業の対象齢級別一覧

齢級	国庫補助事業					県単事業 針広混交林化 促進事業
	森林環境保全整備事業					
	育成単層 林整備	団地間伐	機能増進 保育	人工林 整理伐	長期育成 循環整備	
3	○	○				○
4	○	○				○
5	○	○				○
6	○	○				○
7	○	○	○			○
8		○	○			○
9		○	○			○
10			○	○	○	○
11			○	○	○	○
12			○	○	○	○
13~			○	○	○	○

資料：熊本県庁資料より作成  
注：上記は2009年4月1日現在

まず、県全体の間伐事業別実績の推移に着目すると、図-2より、針広混交林化促進事業が開始された2005年度から2007年度まで、県内全体の間伐量は増加している。その間治山事業と国庫補助事業のいわゆる国庫事業と針広混交林化促進事業において事業量の増加がみられており、特に針広混交林化促進事業は2005年度は5%であったが、2006、2007年度は10%で、増加する県内間伐量の1割を占めている。このことから、針広混交林化促進事業は本県の新たな間伐手段として県内間伐量の増加に寄与していると言える。

次に、対象齢級を比較する。表-3は、国庫補助事業と針広混交林化促進事業について事業対象となる森林の齢級を示している。表より、既存の間伐補助事業は複数の事業を設けることで3齢級以上をカバーしているが、針広混交林化促進事業は4齢級以上を対象としており、そのカバー領域が広いことが分かる。この点について県の現場担当者からは、活用側にとって齢級の異なる林地を一括して整備する場合でも、既存事業に比べ事業手続きなどに係る手間が少なく取り組みやすい事業であるという意見が聞かれた。また、対象齢級のみでみるならば、3齢級以上を対象とする里山エリア交付金事業が最も広い対象範囲を持つが、事業対象地には限定があり、奥地にも多く分布する経営放棄森林の整備手段としては使いづらいとのことであった。

表-4. 針広混交林化促進事業の定額補助単価  
(単位：千円/ha)

事業地の成立本数区分	伐採のみ	集積まで
3,000本/ha以上	231	395
2,999~2,500本/ha以上	215	365
2,499~2,000本/ha以上	181	304
1,999~1,500本/ha以上	148	244
1,499~1,000本/ha以上	115	183

資料：2008年度熊本県庁資料より作成  
注：間伐率は40%程度

表-5. 既存の間伐事業の標準及び補助事業単価  
(単位：千円/ha)

	伐採のみ	集積まで	80%以上の搬出
標準事業単価	105	152	245
補助事業単価	71	103	167

資料：2008年度熊本県庁資料より作成  
注①：間伐率は20~30%程度  
注②：補助率は施業計画策定地に適用される68%

表-6. 針広混交林化促進事業の変更点一覧

		2005年度	2009年度
協定締結者		県	市町村
		市町村 森林所有者	森林所有者 実施主体
実施主体		県	森林組合 県認定事業体
			施業受託者(5戸以上)
委託先		森林組合	-
対象 森林	齢級	4~9	4~
	その他要件	私有林	私有林
対象行為		選木・伐木	選木・伐木
		枝払い	枝払い
		2m玉切り 林地内集積	玉切り 林地内集積

資料：熊本県庁資料より作成  
注：下線部は変更箇所

さらに、補助事業単価の比較を行うために、表-4に針広混交林化促進事業の定額補助事業単価を、表-5に既存の間伐補助事業単価を示した。本事業は定額補助であり、補助単価は事業地の成立本数と事業行為で決まる仕組みで、前者は1,000~1,499本/haから3,000本/ha以上まで5段階、後者は伐採のみと集積までの2段階により決定され、最高約40万円が補助される(表-4)。一方、既存の間伐事業単価は、事業行為によって伐採のみ、集積まで、80%以上の搬出の3段階で設定されており、森林施業計画を策定している場合は、補助事業費として最高で標準事業費の68%が補助される(表-5)。表-4、5より、針広混交林化促進事業単価は、既存の間伐事業の標準単価に比べ高く設定されていることが分かる。これは、事業で規定されている間伐率の違いによるもので、針広混交林化促進事業の間伐率は40%程度、既存事業の間伐率は20~30%程度と設定されている。以上より、針広混交林化促進事業は既存の間伐事業に比べ、事業に対する補助金が高く、活用側にとって経済的魅力的な大きい事業であることが示唆される。

### 3. 第一期中の制度変更

針広混交林化促進事業は、2009年度までの第一期中に制度の一部変更がなされており、以下、その変更点と経緯について整理した。表-6はその変更点一覧であり、表の下線部は変更箇所を示



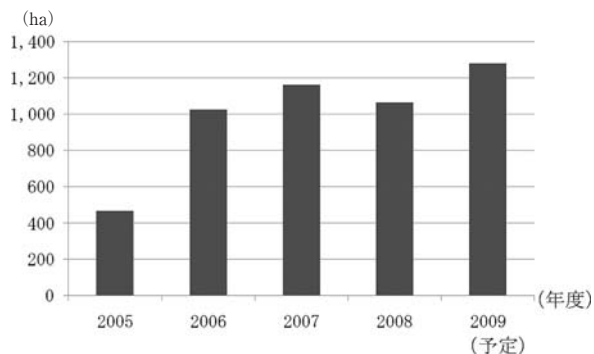


図-3. 針広混交林化促進事業の実績推移  
資料：熊本県庁資料より作成

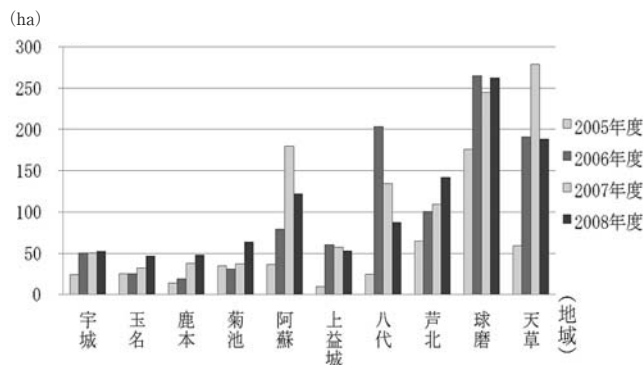


図-4. 針広混交林化促進事業の地域別実績の推移  
資料：熊本県庁資料より作成

している。表より、変更点は①委託事業から補助事業への変更と、それに伴って協定締結者の変更及び事業主体の拡大、②対象年齢の上限撤廃、③対象行為のうち玉切りサイズ2mの撤廃である。

まず、①委託事業から補助事業への変更について、当初この事業は、県、市町村、森林所有者の3者で協定を締結後、県が森林組合に委託する形で実施されていた。それが補助事業化によって市町村、森林所有者、実施主体の3者での協定締結となり、県は事業費補助という形での関与になった。また実施主体の対象が拡大され、森林組合、県の認定事業体、又は5戸以上と施業受委託契約を結んでいる事業体が事業実施主体となった。実施主体の拡大について、県担当者によると、2005年度から2007年度まで3年間の事業運営状況から補助事業化することへの問題はないという判断があったこと、事業に係る作業を実施主体に一任することで県とのやり取りに要する手間と時間を短縮し、事業実施の迅速化を図る狙いがあったとのことである。また、以前は森林組合の下請けとして事業を実施していた事業体も実施主体とすることで、事業体の通年の仕事確保につなげ、事業体の活性化とそれによる地域振興を目指す意図もあるそうである。

②対象年齢は、2007年度までの3年間は9歳級までという上限があったが、県内森林の高齢化の進行と、年齢項目以外は事業実施要件に該当する林地が存在することから廃止された。③玉切りサイズ2m規定は、当初間伐材販売による必要以上の利益発生を防ぐために設けられていた。本県では搬出禁止規定はないため、この規定が間伐材利用による私的財産支援の防止の役割を担っていたと考えられる。しかし、2mに切るのは手間やコストがかかるという声が現場からあげられ、また事業地から産出される間伐材の経済的価値は低く、搬出・販売による必要以上の利益発生は見込めないと、②対象年齢の上限撤廃同様、2008年度に削除された。

#### 4. 針広混交林化促進事業の実績

図-3は、本県の2008年度までの4年間の事業実施面積及び2009年度の事業実施予定面積である。本県では、事業実施に当たり第一期の事業目標を5,000haとし、毎年度1,000haペースの実施を計画している。図より、2005年度は目標の半分程度の実施量であるが、これは初年度で実施期間が短かったためであり、2006年度から2008年度は実施量が1,000ha以上で計画量をクリアしている。2009年度は1,280haを実施する予定であり、これにより第一期間の事業目標は達成する見込みとなっている。2008年度は

2007年度より若干減少しているが、年度による実績の増減は本事業の予算額、協定締結状況、工期の進捗によるものであるとのことであった。これについて予算額では、図-1より2006年度以降では大きな増減は見られず、むしろ微増していることから、第一期間中の実施量の増減要因としては大きくないと考えられる。

協定締結状況について、本事業は協定締結を持って実施に移るため、締結件数が少ない場合や締結が年度内に終わらない場合、年度末になった場合は年度実績である実施面積は低くなる。この点は、今若ら(2007)の研究で指摘されたように協定締結の困難化の影響があると考えられ、今後も事業進捗のボトルネックとなることが予想される。なお、協定件数が多い場合でも一件あたりの面積が小さい場合は同様に年度実績の伸び悩みにつながる。

工期の遅れについて、実施主体は、各自取組可能な量や時期の範囲内で所有者への呼びかけや協定締結、着工といった事業工程を行っている。そのため、呼びかけ可能範囲の限界や協定締結の難航、他事業との事業時期の重複などによって工期が遅れることがあり、その場合、年度実績を低下させる要因となる。

続いて4年間の本事業実績を地域別にみると、10地域のうち宇城、玉名、鹿本、菊池、芦北の5地域において、毎年度実績が増加したことが分かる(図-4)。この理由として、県担当者は、開始から時間が経つにつれ、取り組み事例の増加や事業周知の浸透、境界の明確化や所有者との連絡がとれるようになった点を挙げた。また図から、県南の八代、芦北、球磨、天草の4地域は実績が高く、本事業を積極的に活用していることがわかる。この背景として、これらの地域は県の中でも林業が盛んな地域であることから、対象地が多い点、実施主体である森林組合等の活動が盛んであり、また所有者とのつながりが密である点などが考えられる。

この10地域における2009年度の取り組み予定である実施主体をみると、2008年度の補助事業化による実施主体の拡大後も、宇城、玉名、鹿本、上益城、八代、芦北、球磨、天草の8地域では、実施主体は森林組合のみとなっている(表-7)。森林組合以外の事業体による取組が見られているのは菊池と阿蘇であるが、菊池地域の認定事業体は、熊本市内の事業地に取組む予定であり、2009年度の管内の実施主体は実質森林組合である。阿蘇地域では、認定事業体とNPO法人が事業を行う予定であり、認定事業体は2008年度からの参入である。事業の実施主体が森林組合のみであることについて、玉名と菊池の県担当者からは、地域内に事業対象地はあるものの、森林組合の事業実施可能量に限界があるため、

表-7. 針広混交林化促進事業実施主体の地域別内訳

地域名	宇城	玉名	鹿本	菊池	阿蘇	上益城	八代	芦北	球磨	天草
森林組合	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1
県認定事業体	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
その他事業体	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

資料：熊本県庁への聞き取りより作成

注：数値は2009年度に事業実施を予定している事業体数

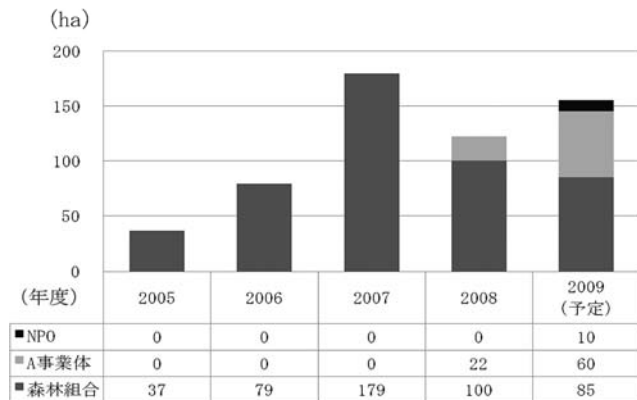


図-5. 阿蘇地域における実施主体別の実施面積の推移

資料：阿蘇地域振興局資料より作成

注：2005年度の森林組合実績は阿蘇地域内の2組合の合計

現状では今後の事業実績の増加は難しいという声が聞かれた。このような状況をうけ、地域振興局として、実施主体の拡大を含めた担い手育成のため、事業体に対し認定事業体化の呼びかけや手続き支援を行うところもみられる。

#### 5. 阿蘇地域における針広混交林化促進事業の取組状況

阿蘇地域では、針広混交林化促進事業において認定事業体とNPO法人（以下、NPO）の参入がみられる。これは県内初の事例であり、詳細を把握するため、同地域において、阿蘇地域振興局、認定事業体及びNPOへの聞き取り調査を実施した。

まず、阿蘇地域における針広混交林化促進事業の実施主体別の実績推移を概観する（図-5）。A事業体は2008年度から、NPOは2009年度から本事業に参入しており、A事業体は2008年度22haを実施、2009年度は60haを実施する予定、NPOは2009年度10haを実施する予定である。一方森林組合は、2007年度実績に比べ2008年度実績、2009年度予定量は事業量が大きく減少しており、地域に森林組合に代わる実施主体が誕生したことで、針広混交林化促進事業量が回復していると言える。

次に、A事業体とNPOの概要を表-8に示す。表より、A事業体は2005年に森林組合の作業班から独立し、その後県担当者から事業体認定を受けることを勧められ、2007年に認定事業体となった。2008年度現在、森林整備は直接雇用3名、臨時雇用1名で行っており、事業内容は間伐が年間900m<sup>3</sup>、造林が年間20haで、主に個人からの委託間伐が中心となっている。針広混交林化促進事業には、2008年度に県担当者に紹介を受けたことがきっかけで取り組み始めた。本事業体は、長期施業を受託している林地のうち10年以上施業をしていない箇所の所有者や、知り合いに紹介された所有者を直接訪問し実施を呼び掛けており、直接訪問は所有者の信用を得られるため、現在のところ承諾は呼びかけた所有者からはほぼ得られているとのことであった。2008年度に自らが主体

表-8. A事業体、及びNPOの概要

主体	A事業体	NPO法人ふるさと創生・阿蘇
設立背景	○2005年 森林組合作業班から独立 ○2007年 認定事業体化	○2003年 地域関係者が自然環境整備等による阿蘇地域の活性化を目的に設立、法人化
事業内容	間伐：年間900m <sup>3</sup> 造林：年間20ha	①里地登録事業 ②森林整備事業 ・施業受託 契約者数：21名 施業計画：192箇所約80ha ・森林整備（造林、間伐、主伐）
森林整備事業体制	直接雇用：3名 臨時雇用：1名	元林業従事経験者からなる NPO加盟会社の社員
針広混交林化促進事業の取組状況		
きっかけ	地域振興局担当者からの紹介	地域振興局担当者からの紹介
呼びかけ方法	施業委託者、知人に紹介された所有者への直接訪問	会員の知人である所有者、所有者に紹介された所有者への直接訪問
実績	○2008年度 ・自力：22ha ・森林組合の請負：20ha ○2009年度計画量 ・自力：60ha	○2009年度 ・自力：10ha

資料：阿蘇地域振興局資料、各事業体への聞き取り調査より作成

となって22ha、他地域の森林組合の下請けとして20haを実施した。2009年度は2008年度の22haに比べ倍以上の量である60haの事業計画が認可されている。この事業量の急増の背景には、2008年度は事業取り組み期間が短く事業量が少なかったこと、2009年度は、2008年度の実績を踏まえ毎月5haペースの実施と想定して60haとしたことがある。調査を行った2009年10月現在、60haのうち33haが協定締結済みとなっており、今後は残りの事業枠分の協定締結を目指すとしている。

一方新たな実施主体となったNPOについて、正式名称は「NPO法人ふるさと創生・阿蘇」といい、2003年末に、地域関係者により、阿蘇地域の自然環境整備等を通じて当地域の活性化を図ることを目的として設立、法人化された組織である。構成員は、NPO理事と里地登録会員からなっており、NPO理事は地域の重要な役職（市議会議員、会社社長、教育関係者など）につく7名である。立ち上げ当初の活動は単年度の子育て支援事業や県事業の「田んぼの学校」へのスタッフ参加であったが、2007年度に里地登録事業と森林整備事業を開始し、現在はその二事業をメインとして活動している。森林整備事業は、森林所有者から施業を受託した箇所において、施業計画の樹立と造林、間伐、主伐を行っている。NPOが森林整備事業を開始した背景には、阿蘇地域において、所有者の森林整備意欲はあっても、森林組合だけでは森林整備が進まなかったことがある。そのため、現在の森林整備事業関係者が独自で施業を実施する主体を創設するべく協力者を探していたところ、本NPOを紹介され、NPOの事業として設置することとなった。施業受託について、2009年度現在、21名と契約を締結し、合計192か所約80haの施業計画を樹立している。整備事業を実施するのは、元林業従事経験者等からなるNPO加盟会社である。針広混交林化促進事業には2009年度から取り組んでおり、始めたきっかけはA事業体と同様、県の出先機関担当者からの紹介であり、所有者への呼びかけは、NPO会員の知人である所有者や、所有者に紹介された所有者を直接訪問して行ってい



表－9．針広混交林化促進事業の効果と課題

主体	地域振興局	A 事業体	NPO
事業制度	・所有者の間伐意欲の喚起 ・間伐率40%による混交林化は困難	・所有者の間伐意欲の喚起 ・20年の協定期間に所有者が難色	・所有者の間伐意欲の喚起 ・間伐率40%による混交林化は困難 ・20年の協定期間に所有者が難色
	主体拡大	・競合相手出現で森林組合への良い刺激	・経営上魅力的な仕事 ・所有者にとって委託先の選択肢が増加
今後の実績	・実績増加は困難	・実績増加は困難	・所有者への間伐インセンティブとなり増加

資料：阿蘇地域振興局、A 事業体及び NPO への聞き取り調査より作成  
注：下線項目は問題、または課題

る。2009年度は10haの計画を認可されており、そのうち4.8haはすでに協定締結済み、残りの5.2haは現在所有者からの承諾待ち、又は探し中であるとのことである（2009年10月時点）。

阿蘇地域振興局、A 事業体及び NPO に対し、本事業の効果と課題について聞き取りを実施した結果、本事業の効果としては、どの主体からも、所有者にとって負担なく森林整備が可能になったことで所有者の間伐意欲の喚起につながったこと、また2008年度の実施主体の拡大は、林業事業体にとって間伐の呼びかけ材料の増加と、既存の間伐事業より補助額が高い経営上魅力的な仕事ができること、所有者にとって事業委託先の選択肢が増えたこと等が挙げられた。そのほか地域振興局では、森林組合にとって、林業事業体が仕事の競合相手となるため、森林組合に良い刺激を与えているのではないかという意見も聞かれた。また NPO では、事業実施地は周辺所有者への間伐インセンティブ効果を持っており、事業地を見て本事業を含め施業を依頼する所有者もいるとのことである。一方、本事業の問題または課題としては、地域振興局及び NPO が、事業規定である間伐率40%程度での混交林化は困難という点を指摘した。その理由として、事業前の成立本数が密な場所では、40%程度の間伐では広葉樹が侵入できるほどの明るさにはならないためとした。これに対し NPO では、本事業に追加間伐などの既存事業を組み合わせ、場所に応じた施業を実施するそうである。また、A 事業体や NPO からは、協定期間が20年間と長く、その間の不動産売買の可能性がある土地の所有者は、協定に不安を示し、締結が難航するという指摘もされた。更に地域振興局及び A 事業体からは、今後の実績増加は困難であるという意見が聞かれた。地域振興局の理由は、今まで実施が容易、または可能な箇所から手をつけており、今後は協定未締結の箇所や林地が小規模分散で実施困難な箇所に取り組みなければならぬため、A 事業体の場合は人づてに所有者を紹介してもらって直接話を持ちかけに行くため、呼びかけ対象が広がりにくい、という理由であった。これらの問題への対策として、地域振興局では、実施主体数の増加のため、林業事業体に対して認定事業体化の呼びかけや申請手続き支援などを行っており、これにより呼びかけ範囲や事業地の拡大を目指すとのことである。

## IV. おわりに

本研究より、熊本県の「森づくり税」による針広混交林化促進事業は、森林の対象年齢や制限、事業単価などにおいて既存事業とは異なる規定設定により、既存事業との区別化が図られていることを確認した。さらに県全体の間伐実績推移から、本事業が県内間伐全体量の増加へ寄与していることが示唆され、事業の区別化による、既存事業の対象外である森林を整備する新たな手段という意義を有している点が明らかとなった。

また、第一期間中の実績と現状分析により、本事業の成果が明らかとなった。具体的には、本事業により経営放棄森林の整備が伸展した点、この事業を機に一部で森林所有者に林業への関心が戻り、林業帰属や施業委託に結びつくケースがみられていること、本事業そのものが林業事業体にとって新たな仕事となり、事業体の育成につながっている点である。特に阿蘇地域では、NPO 法人という新たな森林整備主体の掘り起こしに寄与した。これは、本事業が林業振興や利潤に繋がらずとも広く取り組めるという特徴を持っているため、森林整備を目的とする NPO も活用しやすかったことが考えられる。以上の点は、本事業の大きな効果であると言える。

その一方で、事業実績の伸び悩みが今後も課題であることが示唆された。本研究では、事業進捗の制限要因とそれによる影響が確認された。制限要因としては、事業開始当初から設けられた事業規制、事業の担い手不足、協定内容の厳格さである。本県では、2008年度に事業の規制緩和や変更を行い、制限要因への対策を講じてきた。しかしながら、森林組合以外の事業主体が増加していない地域が多く、また「森づくり税」による事業の性格上、ボトルネックである20年の協定期間と間伐率40%程度は変更されていない。

それだけでなく、現場では、間伐率40%程度での混交林化は困難であるとの見方が大きいことが分かった。本事業の目的は、単に間伐促進による整備森林の増加ではなく、今後の管理を省力化しつつも公益的機能の維持・発揮のために針広混交林化することである。しかし現状では、その本来の目的達成手段としては疑問を呈されている。針広混交林化は、その土地の地理的条件や、施業履歴や災害履歴等を総合的に考慮した上で、施行地に応じた手法をとっていく必要があることから、今後は施行地の継続的なモニタリング等により、施業方法を構築していくことが課題と言えよう。

以上、本研究より、「森づくり税」による針広混交林化促進事業は、成果においても課題においても当初の事業趣旨から想定されるものとは違う結果が生じていると言え、県は今後の事業検討に当たり、こうした現状を十分把握し取り組んでいくことが求められる。

## 引用文献

(1) 今若慎太郎・佐藤宣子 (2007) 九大演報 89 : 75-126.

(2) 立花敏 (2008) 木材情報 5 : 6-9.

(2009年10月24日受付；2010年1月25日受理)